

## 「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しについて

### ◎ 趣 旨

保育所の入所にあたっては、公正な方法による選考を行うため、「宇都宮市保育の実施選考基準（以下、「選考基準」という。）」に基づき、利用調整を行っているが、社会環境の変化などを踏まえたうえで、国が示す「優先利用」事由との整合性を図る観点等から選考基準の見直しを行うもの。

#### 1 本市の保育施設等入所における利用調整について

- ・ 利用調整については、国の示す基準に基づき、公平性・客観性を明確にするため、「選考基準」により指数化し、基準指数と調整指数の合計指数が高い家庭から入所を決定している。（「別紙5-1」参照）
  - ・ 基準指数：「保育の必要性」を保護者の状況に応じて区分する指数
  - ・ 調整指数：「福祉的配慮」や「養育環境の配慮」などを行う指数
- ・ 本市においては、「選考基準」に基づき、社会環境の変化などを考慮し、基準指数表については5年、調整指数表については随時、見直しを行っている。（これまでの経過については「別紙5-2」参照）

#### 2 国が示す利用調整における優先利用の考え方

待機児童の発生状況に加え、事前の予測可能性や個別事案ごとへの対応の必要性等の観点を踏まえたうえで、事案に応じて調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みを基本とする。

#### 3 本市の優先利用について

##### (1) 本市の現状

	国が示す優先利用の項目	本市の現状
①	ひとり親家庭	調整指数を加点（+6点）
②	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	調整指数を加点（+1点）
③	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	調整指数を加点（+1点）
④	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ※社会的養護が必要な場合として、里親委託が行われている場合を含む	[虐待やDVのおそれがある場合] 「基準指数表」の項目を設定（10点）、更に調整指数を加点（+6点） [里親委託が行われている場合] <u>優先度の設定はしていない</u>
⑤	子どもが障がい等を有する場合	調整指数を加点（+3点）
⑥	育児休業を終了した場合	調整指数を加点（+3点）
⑦	兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合（多胎児を含む）	[兄弟姉妹が入所している施設を希望する場合] 調整指数を加点（+3点） [兄弟姉妹や多胎児など2人以上の同時申込の場合] 調整指数を加点（+2点）多胎児（+3点）
⑧	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	調整指数を加点（+3点）
⑨	その他市町村が定める事由	[特定職種（保育士）への配慮] 調整指数を加点（+4点）

(2) 優先利用（特に配慮が必要な世帯）の対象となる世帯の入所状況と課題

ア 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護（※1）が必要な場合

（上記④番に対応）

虐待やDVのおそれがある場合に該当する世帯については、令和3年4月の利用調整において、すべての申込者が入所している。

里親委託（※2）が行われている世帯についても、令和3年4月の利用調整において、すべての申込者が入所しているが、保育を必要とする里親世帯の保育施設等への申込（入所）件数は微増ではあるが、増加傾向にある。このため、本市においても、国の示す優先利用の取扱いとの整合性も図れるよう措置を講ずる必要がある。

※ 里親世帯の入所状況（4月時点）

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
世帯数	2世帯	2世帯	1世帯	3世帯	4世帯

（参考）里親世帯の保育料は、免除である

（※1）社会的養護は、保護者による虐待や育児放棄、保護者の病気や拘留などといった様々な事情により、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行う仕組みである。

（※2）里親委託は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度

イ ひとり親家庭（上記①に対応）

令和3年4月の利用調整において、当該申込者の約8割が入所している。

一方で入所保留者の現状は、他に利用可能な保育所等があるものの、特定の保育所等を希望している状況にある。

ウ 兄弟姉妹が入所している施設を希望する場合（上記⑦に対応）

令和3年4月の利用調整において、当該申込者の約8割が入所している。

一方で入所保留者の現状は、送迎や行事参加などの子育て負担の観点からも、他の保育所等を選択する余地がないため、兄弟姉妹が入所している施設を希望している状況にある。

4 見直しの具体的な方向性

◆基本的な考え方

国の優先利用の取扱い及び本市の実情を踏まえ、配慮事項を設定し、より保育の必要性の高い児童の優先利用が可能となる仕組みとする。

項 目	内 容
基準指数	現状において、福祉的視点などに十分配慮した指数となっており、運用における課題もないことから現行通りとする。

調整指数	<p>里親委託が行われている世帯に対して、福祉的視点により保育施設等入所における優先利用の配慮を行う必要があることから、<u>項目を追加する。</u></p> <p>また、多子世帯に対して、当該世帯が抱える育児負担の軽減を図り、安心できる子育て環境を提供するため、兄弟姉妹の同一保育所等の入所を希望する場合の<u>加点点数を引き上げる。</u></p>
指数の合計が同点の場合の優先順位	<p>世帯の状況や保育を必要とする理由などを総合的に考慮し、<u>より優先度の高い児童が入所できるよう見直す。</u></p> <p>また、現行の「指数の合計が同点の場合の優先順位」の審査により順位が決定できない場合、祖父母の状況や、育児休業の延長を許容できるか否かなどを総合的に判断し決定していたが、<u>より公正に順位を決定できるよう新たな項目を追加する。</u></p>

## 5 見直し案

### (1)「調整指数表」を以下のとおり見直す。

- ① 里親委託が行われている場合の項目を追記し、指数についても6点とする。

変更前	No.1	虐待やDVのおそれがある場合	6
変更後	No.1	虐待やDVのおそれがある場合 里親委託が行われている場合	6

(変更におけるポイント)

- ・里親委託は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるための必要な措置であり、養育者の養育支援及び児童の適切な養育環境を保障する観点から、虐待やDVのおそれがある世帯と同等に配慮が必要である世帯と考えられるため、指数は6点とする。

- ② 希望する保育所に兄弟姉妹が入所している場合の指数を4点とし、同一保育所等を第1希望としている場合に更に1点を加点する。

変更前	No.9	希望する保育所に兄弟姉妹が入所している	3
変更後	No.9	希望する保育所に兄弟姉妹が入所している (希望順位が第1希望の場合は更に+1)	4 (+1)

(変更におけるポイント)

- ・多子世帯における保護者の育児負担軽減の観点から、希望する保育所に兄弟姉妹が入所しており、第1希望としている場合には、他の保育施設等を選択する余地がないことから、他に利用可能な保育所等を希望できる世帯よりも優先となるよう配慮し、指数を加点する。

### (2)「指数の合計が同点の場合の優先順位」を以下のように設定する。

- ① 現行の第1段階の項目を削除し、第2段階から第6段階の項目を繰り上げる。
- ② 新たな第6段階に「世帯の市民税所得割額が低い世帯を優先」の項目を追加する。

「指数の合計が同点の場合の優先順位」

現行

第1段階	基準指数が高い世帯を優先する
第2段階	調整指数において 「福祉的配慮＞養育環境の配慮＞ 子育て支援・少子化対策の配慮」 の順に優先する (マイナス調整は除く) ※同点の 場合「同枠」の最高点以下、順に 優先する。
第3段階	実施基準の項目別に優先する 虐待等＞不存在＞疾病・障がい ＞就労＞親族の介護＞出産＞就学 ＞災害復旧 (主に保育にあたる者の保育を必要とする理由)
第4段階	待機期間の長い世帯を優先する
第5段階	児童数の多い世帯を優先する
第6段階	希望園順位が高い世帯 「第1希望＞第2希望＞第3希望 ＞第4希望以降順」に優先する

変更

削除	—	—
第1段階	調整指数において 「福祉的配慮＞養育環境の配慮＞ 子育て支援・少子化対策の配慮」 の順に優先する (マイナス調整は除く) ※同点の 場合「同枠」の最高点以下、順に 優先する。	
第2段階	実施基準の項目別に優先する 虐待等＞不存在＞疾病・障がい ＞就労＞親族の介護＞出産＞就学 ＞災害復旧 (主に保育にあたる者の保育を必要とする理由)	
第3段階	待機期間の長い世帯を優先する	
第4段階	児童数の多い世帯を優先する	
第5段階	希望園順位が高い世帯 「第1希望＞第2希望＞第3希望 ＞第4希望以降順」に優先する	
追加	第6段階	世帯の市民税所得割額が低い世帯を優先する

(変更におけるポイント)

- ・指数の合計が同点の場合、現行では、基準指数（保護者の保育の必要性）を優先し、保育を必要とする時間が長い世帯が入所決定する仕組みとなっているが、見直しにより、ひとり親世帯や兄弟姉妹が同一園を希望する世帯など、より優先度の高い世帯が入所決定する仕組みとすることができる。
- ・また、第6段階の項目を追加することにより、より公正に優先順位をつけることができる。

(3) 適用時期

令和4年4月入所申込者の利用調整より適用

(4) スケジュール

令和3年8月 宇都宮市子ども・子育て会議において意見聴取  
 〃 「選考基準」の改正  
 令和4年1月 令和4年4月入所利用調整  
 2月～ 令和4年4月入所者内定